

情報通信審議会情報通信政策部会 イノベーション創出委員会（第10回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年12月27日（金） 13時30分～15時00分

於、総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した構成員（敬称略）

徳田 英幸（主査）、浅羽 登志也、石川 正俊、大久保 明、近藤 則子、
佐々木 繁、篠原 弘道、島田 啓一郎、知野 恵子、西田 直人、根本 香絵、
平田 康夫、吉田 進

第3 出席した関係職員

(1) 総務省

（情報通信国際戦略局）

武井 俊幸（官房総括審議官）、松井 俊弘（通信規格課長）、
荻原 直彦（研究推進室長）

（総合通信基盤局）

富永 昌彦（電波部長）、竹内 芳明（電波政策課長）、
布施田 英生（移動通信課長）

(2) オブザーバー

田中 宏（内閣府 政策統括官（科学技術担当）付 参事官）、

下間 康行（文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当））

（代理：田畑 伸哉（文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付 情報科学技
術推進官））

松尾 元（農林水産省 農林水産技術会議事務局 技術政策課長）

渡邊 昇治（経済産業省 産業技術環境局 研究開発課長）

（代理：桑山 広司（経済産業省 産業技術環境局 研究開発課 研究開発調整官））

田村 秀夫（国土交通省 大臣官房技術調査課長）

（代理：野口 宏一（国土交通省 大臣官房技術調査課 建設技術政策分析官））

(3) 事務局

田原 康生（情報通信国際戦略局 技術政策課長）

高村 信（情報通信国際戦略局 技術政策課 統括補佐）

第4 議題

- (1) 最終答申に向けた検討の進め方について
- (2) 中間答申を踏まえた取組状況について
- (3) 研究開発法人にかかる制度の検討状況について
- (4) その他

開 会

○徳田主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまより情報通信審議会情報通信政策部会イノベーション創出委員会、第10回会合を開催させていただきます。年末の大変お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、まず最初に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○田原技術政策課長 お手元にお配りしてございます配付資料の確認をさせていただきます。議事次第に沿って、ご確認させていただきます。まず、資料10-1が第9回の議事録でございます。こちらにつきましては、既に構成員の皆様にご確認いただきましてウェブに掲載済みのものでございますが、念のため配付させていただきます。次、資料10-2、最終答申に向けた検討の進め方（案）という事務局資料、横の資料でございます。次、資料10-3、中間答申第4章を踏まえた国の取組状況ということで、こちらも事務局のクレジットの横紙の資料でございます。続きまして、資料10-4、研究開発法人に係る制度見直しに関する検討状況ということで、こちらも事務局の横紙資料でございます。資料10-5、次回会合に向けてということで、縦紙の1枚、表裏の事務局資料でございます。

それに加えて参考資料でございますが、参考10-1、中間答申の資料をつけてございます。参考10-2、独立行政法人改革等に関する基本的な方針ということで、先日の24日、閣議決定されたものを配付させていただいております。参考10-3は、第5回の資料で、情報通信研究機構さんからお出しいただいた資料を参考としてつけさ

せていただいております。参考10-4、総合科学技術会議における取り組みということで、こちら関係の総合科学技術会議の取り組みに関して、事務局のほうで簡単にまとめさせていただいた資料でございます。参考10-5は、平成26年度の総務省所管の予算概要の資料でございます。これを参考として配付させていただいております。以上でございます。

○徳田主査　　どうもありがとうございました。それでは、議事に移ります前に、前回の開催以降、たしか6月25日が第9回だったと思いますが、総務省のほうで人事異動がありましたので、簡単に新しいメンバーの自己紹介をお願いしたいと思います。

○武井総括審議官　　総括審議官の武井でございます。本委員会の前半戦のときは電波部長ということで参加させていただきましたけれども、9月から総括審議官を拝命しています。中間答申を踏まえて予算要求した結果がまとまりまして、科学技術関係の経費を約500億円確保できたわけですが、この委員会の答申を踏まえた実用化、新規の予算など、改めてお礼申し上げたいと思います。ぜひまた後半戦も議論をよろしく願いできればと思います。

○徳田主査　　ありがとうございます。

○富永電波部長　　電波部長の富永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田原技術政策課長　　事務局を務めさせていただきます技術政策課長の田原でございます。よろしくお願いいたします。

○松井通信規格課長　　通信規格課長の松井でございます。よろしくお願いいたします。

○布施田移動通信課長　　移動通信課長の布施田でございます。よろしくお願いいたします。

○萩原研究推進室長　　研究推進室長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村技術政策課統括補佐　　引き続き事務局を務めさせていただきます技術政策課高村でございます。よろしくお願いいたします。

○徳田主査　　どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議 題

(1) 最終答申に向けた検討の進め方について

○徳田主査　　まず最初の議事、1番目ということで、最終答申に向けた検討の進め方に
入らせていただければと思います。

　　来年7月の情報通信審議会での最終答申に向けまして、当委員会における今後の審議
方針、スケジュール（案）等を作成しております。ご意見をいただければと思いますの
で、まずは事務局より説明をお願いいたします。

○高村技術政策課統括補佐　　事務局でございます。お手元の資料10-2に基づきまし
て、最終答申に向けた検討の進め方、このような進め方をさせていただけないかとい
うご提案をご説明させていただきます。

　　表紙をおめくりいただきまして1ページ目でございますけれども、本委員会、半年ぶ
りということもでございますので、前回までのおさらいをさせていただければと存じます。

　　まず1ページ目、これまでの検討経緯ということでございますけれども、2つ目の三
角形の次に囲みでございますように、答申を希望する事項として、官民の研究開発能力
を結集し、我が国が強みを発揮すべき技術分野。研究開発成果をイノベーション創出に
つなげるために必要な取組及び取組体制。上記を踏まえた、具体的なパイロットプロジ
ェクト案。その他必要と考えられる事項について、来年7月をめどにご答申を頂戴した
いということで、本年1月18日に私ども総務省のほうから情報通信審議会のほうに諮
問をお願いいたしましてご議論いただいてきたということでございます。本年6月まで
に9回、ほぼ隔週という非常に早いペースで皆様にご協力いただきまして委員会報告を
取りまとめていただき、最終的に7月5日に情報通信審議会としての中間答申をおまと
めいただいたということでございます。

　　2ページ目は、皆様方の構成員名簿ということですので、ご説明は割愛させていた
きます。

　　3ページ目以降が実際に頂戴した答申の概要でございますけれども、まずイノベー
ション創出に向けた現状の課題と解決の方向性というものを整理していただきました。

　　まず、現状の課題として、人材の不足、心理的障壁、ニーズ変化への対応の遅れ、自
前主義へのこだわり、社会構造の障壁、知財戦略の遅れといったものが大きな課題なの
ではないかということで、その課題を打破するために解決の方向性として、下半分にあ
りますような4つの事項、新技術・新サービスへの挑戦の支援。ニーズ発の視点。若し
くは自前主義からの脱却・エコシステムの形成。イノベーション創出環境の整備といっ

たことをやっていくべきではないかというご提言を頂戴しました。

その上で、国としてどういうことをやっていくべきかということをご頂戴したのが4ページ目でございます。イノベーション創出の仕組みということで、端的に言いますと、一番上にあります死の谷をどうやって乗り越えるのか。死の谷を乗り越えて新しい技術をどうやってイノベーションにつなげていくのかということで、破壊的イノベーションを実現するための仕組みということで、主に上半分の部分でございますけれども、公募型研究開発に、紫のところでございますが、独創的な人（変わった事を考える人）向けの特別枠をつくりましょう。若しくは、今まで国が行う研究開発は成功するのが前提になっておりましたけれども、失敗したっていいんだ。そのかわり、失敗したことについて、きちんと評価・分析というのを、ベンチャーキャピタル等、ビジネスという視点を持った方々からするべきだ。若しくは、研究者に対して知財とか広報といったことに関する専門家からの支援ができるような仕組みにすべきだということをご提起いただいております。

同時に、右上の青い囲みになりますけれども、そういった研究開発の死の谷を乗り越えさせるために、常時応募可能な「ビジネスモデル実証フェーズ」をつくるべきだというご提起をいただいております。また、国家プロジェクト型、いわゆる国プロ型の研究開発につきましても、公募によって将来ニーズを取り込んだ目標設定や事業化責任者の明確化、若しくはオープンイノベーションの推進といった取り組みを入れていくべきだというご提起を頂戴したものと思っております。

また、5ページでございますけれども、今後取り組むべき技術分野につきましては、青い囲みの中の※印でも書かせていただいているように、随時見直すことが必要という指摘をいただきつつも、下にありますような課題解決のためのアプリケーション技術、若しくはそういったものを支える基盤技術に取り組んでいくべきだということをご提起いただいたと考えております。

その上で、6章、6ページ目でございますけれども、パイロットプロジェクトということで、一般の方々からの公募を含めて、様々なパイロットプロジェクトを土台にして技術開発していくべきではないかということを取りまとめていただいたと思っております。

7ページ目でございますけれども、最後、「おわりに」ということで、いわば最終答申に向けた宿題事項という形で、まず①でございますけれども、今般の中間答申で提起

した方策が効果を発揮するよう取り組まれているかについて検証を加えながら、改めて、政策・施策への取り組み方策について検討いただきたいということ。

②として、総合科学技術会議で、この審議会と並行して議論が進められてきました「科学技術イノベーション総合戦略」。実は、中間答申の案をつくったときには、この戦略自体はまだなかったわけですが、パブリックコメントをかけている間に最終的に閣議決定されました総合戦略において、研究開発法人にかかる制度の改革が必要とされていることを踏まえて、その制度改革等を見据えた情報通信技術政策の在り方を検討いただきたいということをおわりに」に書かせていただいております。

そこを踏まえまして、8ページ目でございますけれども、これから来年7月に向けて、以下のようなことについてご検討いただけないかということを考えております。中間答申の「おわりに」に書かせていただいた①、②をそのまま囲みで書かせていただいております。

まず、①につきましては、中間答申の4章において国が取り組むべきとされた各種方策について、実際の総務省の検討状況・対応状況を踏まえながら、更なる取組の必要性・方向性についてご議論いただけないかということ。

②の独法改革、研究開発法人の改革に関しましては、別途、資料の参考10-2として配らせていただいているように、独法制度について、こういった方向で直していくのだということが既に閣議決定されております。そこを踏まえて、では情報通信研究機構、我々総務省が所管している研究開発法人について、そこがどのような取り組みをすべきなのか、若しくはどのような役割を担うべきなのかということをおある程度ご議論いただけると、非常にありがたいと考えております。皆様方から頂戴したご意見、ご検討の結果を踏まえて、我々としては、将来、新しい情報通信研究機構の設置方法の検討なり、若しくはその後の中期目標の検討というところに位置づけていきたいと考えておりますので、まさにその土台となるご議論を頂戴できればありがたいなと思っておる次第でございます。

あと、その下の2つの四角でございますけれども、前回以降の変わった情勢といたしまして、中間答申の第5章でこういった分野に取り組むべきだということをおまとめいただいたわけですが、その後、例えば2020年に東京オリンピックが開催されることが決まったということ。若しくは、科学技術政策の動向と書かせていただいておりますが、資料の参考10-4という形でまとめさせていただいておりますけれども、総合科

学技術会議で戦略的イノベーション創出プログラム、S I Pと呼ばれるものや、I m P A C Tと呼ばれる、我々、F I R S T後継プログラムと呼んでおりましたけれども、そういった先端的な研究開発をするプログラムというものが政府全体でつくられてきております。そういった状況を踏まえつつ、将来に向けて、今後重点的に研究開発、標準化に取り組むべき技術課題というものを抽出して、その各課題への取組方策についてご検討いただけないかということを考えております。それらを全部束ねた形で、最終的に今後の情報通信政策の在り方という形でまとめさせていただければと考えておる次第でございます。

なお、全体のスケジュールでございますけれども、9ページ目でございます。本日が第10回ということで、12月の一番下に書かせていただいておりますけれども、中間答申のレビューと今後の取組方策、若しくは総務省の取組の検証という部分を議論していただく。あと、独法改革を受けたN I C Tの役割等について。最後に、今後取り組むべき重要課題についてという御議論を月に1回程度のペースでぜひお願いできないかということを考えております。そして、年度末ぐらいを目標に論点整理・骨子案を一旦まとめさせていただいた上で、委員会報告の作成に入っていきたいということを全体スケジュールとしては考えさせていただいております。

最終的には、まだ日程は決まっておりますけれども、情通審の総会、恐らく6月末から7月の頭にかけて開催されることになると考えておりますので、そちらで最終答申を頂戴するという前提でご議論していただければと考えている次第でございます。

以上、事務局からのご提案でございます。

○徳田主査 どうもありがとうございました。それでは、少し振り返っていただいたわけですが、ただいまの説明につきまして、ご質問等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。後半戦のほうは、前半より少し時間がゆったりととられている気がしております。

それでは、特にご意見もございませんでしたので、案のとおりの方針で今後の議論を進めさせていただければと思います。

(2) 中間答申を踏まえた取組状況について

○徳田主査 それでは、2番目の議題、中間答申を踏まえた取組状況に入らせていただ

きます。

前回、6月に中間取りまとめを行いまして、7月の情報通信審議会で中間答申を受けたところですが、この中間答申を踏まえた、その後の国における取組状況について、事務局よりご報告いただき、これら取組状況に関し、今後の進め方や更に取り組むべき事項について、ご意見をいただければと思っております。

それでは、まず事務局より資料の説明をお願いいたします。

○高村技術政策課統括補佐 お手元の資料10-3に基づきまして、ご説明させていただきたく存じます。中間答申第4章でいろいろなご提言を頂戴したわけですが、それについて、予算にかかわるもの、若しくは制度にかかわるもの、税にかかわるもの、いろいろございましたが、そちらに関して、現状の取組状況について簡単にご報告をさせていただければと存じます。

まず、2ページ目でございますけれども、中間答申の4.1 新技術・サービス創出への挑戦の支援ということで、いろいろなご提起を頂戴しておりました。

まず、挑戦する人材の発掘、育成ということで、①起業家・キャピタリスト育成、若しくは⑤ICTベンチャーの育成をやるべきだというご提起を頂戴しておりました。こちらのご提起を踏まえまして、我々総務省の事業として、人をシリコンバレーへ派遣してトレーニングを行うプログラム、若しくはICTベンチャーの支援をするプログラムというものを概算要求しておりましたが、最終的に残念ながら政府予算原案として、この事項だけは認められないということになりました。そこまで国が手厚くしなくてもいいんじゃないかということで、若干、ほかの新しい提案の犠牲になる形で、こちらについては残念ながら倒れてしまったという形でございます。

その一方、①でございますが、政府そのものと言うと若干語弊がありますけれども、JETROにおきまして「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」という形で、まさにシリコンバレーに行って中小企業、ベンチャー企業が海外展開するという支援事業を開始していただきました。このJETRO、国の直轄ではない部分もございますので、引き続き国の直轄としても何かできないかということは考えていきたいと考えております。

2番目として、アントレプレナー・シンポジウムということで、成功体験、失敗体験の共有ということを目指したシンポジウムのご提起をいただきました。こちらは、まず試しという形ではございますけれども、まさに主査の徳田先生にモデレーターをお願い

いたしまして、総務省の成果発表会におきまして「イノベーション創出の実現に向けて」という形でのパネルディスカッションを開催させていただいております。こういった取組を継続的に、若しくは多数実施できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

3番目、審議会、研究会へのベンチャー企業の参加促進ということでございますけれども、まずは我々、国プロとして行うR&Dの評価会に、アウトカム目標の設定や、その達成に向けた取組等の評価ということで、そちらの構成員にベンチャー企業やキャピタリストにご参画いただけないかということで、現在検討を進めておるところでございます。実際には、26年度の新規案件というものが幾つかございますので、そちらの検討の中で、そういった方々に関与していただきたいと考えておる次第でございます。

④独創的な人材のエンカレッジという部分でございますけれども、こちらにつきましては、私どもが既に持っております競争的資金SCOPEというものの中で、「若手ICT研究者等育成型プログラム」という人材育成のプログラムがございます。その中で独創的な人向けの特別枠を設定しようということで、どういう設定の仕方がよいのかということについて、今、外部のシンクタンクを含めて調査研究を実施中でございます。26年度の新規採択から、この特別枠を導入していきたいと考えております。

続きまして、3ページ目でございますけれども、4.1.2 挑戦する活動への支援ということで、まずは研究者を応援するチームを構築していくべきではないかというご指摘をいただいております。こちらにつきましても、競争的資金の中で「フェーズⅡ」と呼ばれる研究開発の仕上げの部分につきましては、国の支弁する費用の中で、そういった専門家からのアドバイスを受けるための費用を支払ってもよいという経理の処理方法に変えようということで、今、経理処理の方法について最終検討を加えておるところでございます。

また、コンセプト実証を目的とした「フェーズⅢ」につきましては、「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」ということで、実際に研究開発を行っている方と、それを支援する方、その双方にお金を払えるような仕組みの新規事業を26年度の政府原案に盛り込んでおります。ここの部分、次の事項ともかかわりますので、次の事項で詳細に説明させていただきたく存じます。いずれにせよ、26年度の予算執行に向けて、今、実際の執行方法について調整を行っているところでございます。

②として、コンセプト実証（事業化）の支援ということで、先ほど申し上げました「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」というものを新規予算として5億円を政府原案に無事計上することができました。こちら、もともと我々、執行について国が責任を持つという観点から、委託費、要するに国の事業として研究開発、若しくは実用化してもらいたいという前提で概算要求を行っておったんですが、行政改革推進本部による秋のレビューで、研究開発全般について民間事業者の支援の面もあるので、原則補助とせよという評価をいただいてしまいました。その結果として、何か1つだけでも補助金にできないかということがあって、一番出口に近いこの新規のプログラムが補助金になってしまったということでございます。

そのプログラムの概要御覧を本資料の7ページにつけております。

8ページ目が全体の概要でございますけれども、基本的にはまさに答申いただいた新しいビジネスモデル実証フェーズというものをつくるということで、5億円の新規予算とさせていただきます。常時応募可能なものとするということを含めて、財務省の了解を得ておるところでございます。

9ページ目が実際、どういうことをやるのかというところでございますけれども、フローで御覧いただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、10ページ目を御覧ください。まず、公募については、私ども、一番左側のほうでございますが、研究開発機関からの公募を常時行っていくことを考えております。一次審査を経た上で、これは行けるだろうというものについて、右側のほうにあります事業化支援機関の協力を得ながら、要するにベンチャーキャピタルの協力を得ながら実際の提案書をまとめていただくことを考えております。

今回の事業でございますけれども、下から2段目のところに研究開発若しくは研究開発支援というところがございまして、基本的には競争的資金ということで、直接経費、プラスそれに間接経費30%を上乗せしてお支払いするという形で考えております。民間団体等ということで、既存のベンチャー企業さんが手を挙げてきた場合には3分の2補助ということになりますが、大学法人等の公益法人と書かせていただいておりますけれども、公益性のある方が手を挙げてきた場合には10分の10の補助金ということで、今、補助金調書というものがセットされております。したがって、委託ではなく補助という形になってしまいましたけれども、大学等の方々にご利用いただく場合には、もともと目指していたものと遜色のないご支援をさせていただけるのではない

かというものを無事つくることができました。

ということで、3ページ目に戻らせていただきますが、補助の対象となる経費は何なのかといった部分を含めて、実際の執行に向けて、現在検討・実施しておるところでございます。

続きまして、4. 1. 3の競争的資金制度活用による技術の確立及び実用化の促進ということで、ただいまご説明させていただいたフェーズⅢが入ったことに伴いまして、人材発掘・育成段階であるフェーズⅠから、ビジネスモデル実証までの研究支援を行うことが可能になったのではないかと考えております。

続きまして、4ページ目でございますけれども、エコシステム形成の支援ということで、いろいろできることがあるのではないかとのご指摘をいただいております。

まず、4. 2. 1のオープンイノベーションの推進でございますけれども、国プロ型の研究開発の中で、ベンチャー企業とか大学、大企業等との連携を促進してきたと我々は思っておりますが、より効果的なオープンイノベーションを促す方向で、応募の際の要件化、若しくは提案書への記載内容といったものを引き続き調整してまいりまして、よりイノベーションを促す方法で予算を執行できればと考えております。

次が、4. 2. 2の知財データベース利活用の促進ということでございますけれども、こちらにつきましては、答申の中で、JSTさんがお持ちのJ-STOREの活用ということをおっしゃっていただきましたので、各研究機関に対して、その活用を促し始めているところでございます。また、国プロの中でも、その成果について知財データベースをどうやって使っていくのかという部分、個別に検討を始めておるところでございます。いずれにせよ、今のところ国際特許取得費用といったものについては、国のお金でやっていただくことができないという予算の執行形態になっておりますので、こちらについて、今後は国際特許の取得費用なども国のお金で面倒が見られるように、今、見直しを行っておるということで、26年度の新規採択から対応していきたいと考えております。

その次は、4. 3 社会ニーズを先取りするプロジェクト推進ということでございますけれども、4. 3. 1の実施方法の改善のところでございます。まずは、試行的取組ということで、今年度、25年度の新規の国家プロジェクト型の研究開発につきましては、既に試行的にアウトカム指標の導入やビジネスプロデューサーの導入といったことをやっております。こちらの取組状況に向けまして継続評価を今年度末に行うことにな

りますので、その実施に向けて、今、種々の調整を行っておるところでございます。また、既存の既に24年度以前からスタートしているものにつきましても、25年度の継続評価において、そういった目標の設定といったことをやっていきたいと考えております。こういったものの取組状況を踏まえまして、26年度以降の新規プログラムにつきましても、基本計画書若しくは採択評価において、こういったものをおかちり入れていくことを、今、予算の執行の仕方として検討しているところでございます。

あと、4.3.2 国際共同研究でございますが、今、日欧、日EUという形で既に開始させていただいておりますが、欧州側が来年1月からFP7と呼ばれるプログラムからHorizon2020という形にプログラムが変わることがございまして、種々の調整をしましてまいりました。最終的には、Horizon2020においても共同研究を継続するというので、日欧両政府間で合意に達しております。ということで、新規課題の公募を来年1月、もうあと1カ月切っておりますけれども、実施すべく、今、準備を進めておるところでございます。また、対象国の拡充についても、ニーズ調査等を政府間対話を通じて行っておるところでございます。

続きまして、5ページ目で、イノベーションを誘発する飛び抜けて優れた環境の構築でございます。こちらにつきましては、総務省の予算だけでやるのはなかなか厳しいというところもございまして、参考10-4のほうで総合科学技術会議の取組をまとめさせていただいておりますけれども、その中に「戦略的イノベーション創造プログラム」を書かせていただいております。こちら、内閣府が500億円の調整費を取ってきて、それをいろいろなプログラム、恐らく10プログラムに再配分して実際に各省庁が執行していくたぐいのもになります。こういった大きな国家プロジェクトの遂行の中で、我々としては飛び抜けて優れた環境の構築というものを盛り込んでいければと考えており、今、関係各省庁で協議を進めているところでございます。

あわせて、平成24年度の補正予算で情報通信研究機構に施設整備補助金がついております。この施設整備補助金を活用しまして、今、情報通信研究機構のほうで多様なセンサーを河川や橋梁等に配備して、有無線ネットワークを通じて情報収集、解析などが行えるような「モバイルワイヤレステストベッド」というものを構築いただいております。これを年度内に構築しまして、26年度から運用を開始して、例えば先ほど申し上げたようなSIPの中で使っていただくということを今、考えております。

また、飛び抜けて優れた環境という中で、これからM2Mというものが出てくる中で

電波利用料をどうするんだというご指摘もいただいております。こちらのほうでございますけれども、本審議会と並行して省内で開催しておりました電波利用料の見直しに関する検討会で基本方針を一旦取りまとめていただきまして、現在、料額算定のための具体化方針をパブリックコメントにかけさせていただいているところでございます。今回、特徴的なのが、下から2行目に書かせていただいておりますけれども、1つの免許で出していく無線局に対する電波利用料を取るときに課金する無線局数の上限の設定を考えておるといことで、お支払いいただく利用料に天井を設ける方向で検討を進めておるといことでございます。パブリックコメントで大きな意見がなければ、その方針に従って、今後、関係法令の改正に取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

最後、6ページ目、リスクマネーの活性化誘導ということで、基本的には総務省だけの検討を大きく飛び越えたお話が幾つか出ております。新しいファンドの仕組み、若しくはリスクマネーの多様化支援、エンジェル税制の要件緩和といったことを皆様方からご指摘いただいていた中で、我々総務省だけではなくといつか、主に頑張っていたのは経済産業省さんになるわけですけれども、いろいろご議論いただきまして、最終的に24日、今週火曜日に閣議決定されました税制改正大綱において、ベンチャー投資の促進にかかる税制が2つ認められたところでございます。

1つ目が、企業のベンチャー投資促進にかかる税制の創設ということで、端的に申し上げますと、ベンチャーファンドを通じて企業が出資した場合に、それを損失準備金という形で充てて損金算入できる仕組みを今回入れるのだといことが大綱に盛り込まれました。

2つ目が、研究開発税制の拡充・延長ということで、研究開発に対して投資する金額が増えた企業さんについては、その増加割合に応じて税額控除の割合を高くする。今まで、一定程度超えるとこれだけ下駄をはかせますという形で、階段型の税額控除だったものが、今度は式で表すような形、一次関数で投資額が多くなればなるほど税額控除の率が上がるような仕組みを今回、新たに導入することとしております。

また、エンジェル税制については、制度そのものの改定ではございませんけれども、申請様式やモデル契約の改善といったこと、若しくはチェックリスト方式の導入といった形での申請手続の負担軽減といったことで制度の利用促進を図っていくこととなっております。

もう一つ、クラウドファンディングという新しいお金の仕組みがあるんじゃないかと

いうご提起をいただいておりますけれども、こちらについては、今、金融庁の金融審議会の中で、こういった形があるべきなのかを別途検討いただいているところでございますので、まだ結論を得るには至っていない状況をご理解いただければと存じます。

最後、4. 5. 4でございますけれども、ビッグデータ、オープンデータへの取り組みについて進めていくべきじゃないかというご提起をいただいております。こちらでございますけれども、まさに中間答申をパブリックコメントにかけている間に政府全体でも大きな動きがいろいろございました。

まず、オープンデータでございますけれども、6月14日にIT戦略本部で「オープンデータ推進のためのロードマップ」というものを定め、更にIT戦略本部の中にあるCIO連絡会議というところで「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方」ということで、まずは二次利用を促すためのデータの公開をしていこうという政府全体の足並みをそこでそろえたところでございます。

そこと並行して、こちらは議長国提案という形でございましたが、G8サミットにおきまして「オープンデータ憲章」というものがイギリスから提起されまして、各国合意ということで、各国が本年中に行動計画を策定し、来年秋にフォローアップしましょうということになっております。ということで、政府単独の動きではなく、政府の国際約束ということでオープンデータが動き始めまして、10月29日でございますけれども、「オープンデータ憲章アクションプラン」というものがIT戦略本部の中で決定されております。このアクションプランに従いまして、12月20日でございますけれども、政府としてのデータカタログサイトの試行版というものの立ち上げが行われております。「www.data.go.jp」というサイトが立ち上がりまして、こちらで今、オープンライセンスによるデータ公開の試行を始めたということでございます。

最後、パーソナルデータでございますけれども、こちらもIT戦略本部の中に「パーソナルデータに関する検討会」というものが設置されまして、いろいろ議論の末、12月20日、先週でございますが、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」というものがまとまっております。これを踏まえて、来年6月までに法改正の内容を大綱としてまとめる。次々期通常国会に法案を提出するというスケジュールまで確認されているということで、パーソナルデータの取り扱いについても大きく動き始めたところとご理解いただければと存じます。

駆け足でございますが、中間答申第4章を踏まえた国の取組状況について、ご報告、

以上でございます。

○徳田主査　　どうもありがとうございました。非常に丁寧に4. 1の新技术・サービス創出への挑戦の支援から、4. 5の民間におけるリスクマネーの活性化誘導ということで、国における取組の検討状況をご報告いただきました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、コメント等ありますでしょうか。

西田構成員。

○西田構成員　　非常にアクティブな活動が行われていることがよくわかりました。これは、最終目的があり、ロードマップがあって、それに沿って進められているということはあるのでしょうか。

○徳田主査　　事務局、お願いします。

○田原技術政策課長　　事務局でございます。これだけ様々な課題のご指摘をいただいておりますけれども、特にIT戦略本部等でやっているものについては、それぞれの取り組み、いつまでに何をというロードマップをきっちり定めて各省庁が取り組んでいるという形になってございます。一つ一つというわけではないですけれども、総務省の予算施策のものにつきましては、26年度の施策に反映させたいということでございますので、まだその内容がふわっとした部分につきましては、年度内を目途にもう少しきちんと詰めていこうと考えてございます。そちらにつきましては、またこちらの委員会にもご報告させていただいて、こんなやり方じゃだめだというものも含めて、いろいろご意見を頂戴できれば、それを踏まえて、26年度の実際の取り組みを進めていきたいと考えてございます。また、最終答申までの間に更にご意見いただいた分については、その先に反映させていくということも含めて考えていきたいと思っております。

そういうことで、予算施策あるいは現行の施策に反映するものについては、大体26年度からきちんとできるようにというものでありまして、そのほか規制・制度の部分につきましては、先ほどご説明させていただいたように、次期の通常国会であったり、その先を念頭にそれぞれ作業を進めていく形になります。

○徳田主査　　よろしいでしょうか。

○西田構成員　　はい。

○徳田主査　　じゃ、私のほうからも1点。最初の2ページの4. 1. 1 挑戦する人材の発掘、育成ということで、ここが今回、うまく交渉ができていなかったかなというところもあるのですが、その辺、振り返っていただいて、大学を活用するなり、いろいろ

な別の視点での人材育成の挑戦というのもあり得る。今日、藤沢さんをご出席できていないのですけれども、彼女にかわって聞くとすると、その辺の今後の作戦としてはどうでしょうか。人材の育成に向けてのいろいろなプログラムというのがもしあればお願いします。

○田原技術政策課長　人材育成の部分につきましては、確かに予算要求過程で、そこまでやるのかということも含めて、厳しいことを言われ、26年度に向けて全体の予算が厳しかったこともあり、残念ながら最終的に残っていない状況です。これをどういうふうに変えていけば、ここにも書かせていただきましたけれども、国の直轄事業として認めていただける形になるのかという工夫をしていかなきゃいけないと思っておりますが、現時点で関係課と議論させていただいている中では、まだ良い案がないなというのが正直、事務局側の現在の状況でございます。また、その辺につきましてはご説明させていただいて、こういうところを重視したらいいんじゃないかというものをご指摘いただくような形で、更に何ができるのかというのを検討できればと考えてございます。

○徳田主査　どうもありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。近藤構成員。

○近藤構成員　近藤です。ICTイノベーション創出チャレンジプログラムという、舌をかみそうですけれども、とてもすばらしいと思います。ぜひこれにたくさんの方たちが関心を持っていただいてチャレンジしていただけるように、お手伝いができたらうれしいなと思うんですけれども、総務省としては、これをどういうふうにお知らせというか、呼びかけるという具体的なものがもしおありでしたら教えていただけますか。

○田原技術政策課長　現時点でどういった形で、周知方法の部分で明確なものを持っているわけではございません。ただ、全く新しい制度でございますので、いろいろな機会をとらまえて、あるいはいろいろなルートで知っていただかないと、良い提案も出していないということがありますので、その辺については、現在、制度もぎりぎりまで委託研究という形でやっております、予算の最後の段階で補助事業にスキームが変わったりということで、まだ生まれたてはやはやのところがございますので、この辺、スキームを詰めた上で、あわせて、その中でどういったルートでの周知をしていったらいいのかということもしっかりと詰めていきたいと思っております。

その辺も含めて、次回、次々回、2月ぐらいの本委員会にも、当局の取り組み状況と考えについてご説明させていただきたいと思っております。そのときも含めて、あるいはもっ

とこういった場面を活用すべきというものがあればご意見いただけると、そういうものを反映させて、26年度当初に向けて募集活動、周知活動をしっかりやっていきたい。

○近藤構成員 私、知野委員が石川先生の取材をされた新聞記事を拝見して、とても感動したんですね。石川先生のお話は私たちが聞いて、すぐわからない。一般人ではなかなか難しくて分からないので、知野さんのような方が、ああいう風に解説してくれるのはすごくありがたいなと思ったので、ぜひ頑張ってほしいなと思います。

○徳田主査 知野さんにもぜひ紹介記事を書いていただいて。どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

(3) 研究開発法人にかかる制度の検討状況について

○徳田主査 それでは、続きまして、3番目の議題、研究開発法人にかかる制度の検討状況に入らせていただきたいと思います。現在、行政改革推進本部で見直しが進められております研究開発法人制度の検討状況について、まず事務局より説明をいただき、その後、大久保構成員より、当該検討を踏まえたNICTの考え方等について、ご説明をいただいた上で、新たな研究開発法人のあり方を踏まえたNICTに期待する役割等について、ご意見をお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局より状況を説明していただければと思います。

○高村技術政策課統括補佐 それでは、お手元の資料10-4に基づきまして、研究開発法人にかかる制度見直しの状況というものについて、ご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございますけれども、まず今回の一連の独法改革というか、研究開発法人のあり方の議論を1枚にまとめてみたものでございます。非常にこの議論、分かりづらうございまして、右半分の科学技術イノベーション総合戦略等から始まる流れが、研究開発を実際にやっている側からの主張でございます。左半分の独法改革に関する有識者懇談会云々という部分につきましては、どちらかというと行革の流れで、2つの流れがある中で最終的に一番下でまとまったというお話でございます。

まず、一番最初の6月の段階でございますが、行革サイドとしては、研究開発の事

務・事業の特性に応じた規律の整備、運用面の改善という形での措置を講ずる必要があらうということで、研究開発を行う旧国立研究機関について、普通の独法という従来の一体的な枠の中というのは若干無理があるんじゃないかということで、運用面の改善は必要だろうということを行革側も言うておりました。一方、総合科学技術会議のほうでは、より切り込んだ形で、イノベーション総合戦略の中で、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）といったことを十分に踏まえた法人制度の改革が必要だと。あと、グローバルな競争環境の中で、要するに事務を淡々と執行していくわけではなくて、世界で闘っている研究開発法人が優位性を発揮できるような機能強化を図るべきだということを開議決定に盛り込んでおりました。

こういった双方の流れを酌んだ形で、最終的に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の中で、研究開発法人については、総合科学技術会議の総合戦略を引く形で、世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。そして、次期通常国会に法案提出を目指すという大きな方針が示されました。ということで、行革の流れのほうについては別途議論が進みながら、それと並行して内閣府総合科学技術会議を中心に「成長戦略のための新たな研究開発法人制度について」ということでいろいろな議論が行われ、最終的に行革本部の左下にある「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に合流しまして、この丸に書いてあるような独法制度の中に、研究開発型の法人の分類を設けて特則を規定するということが、事務執行型の独法とは別に扱うのだということも明記するとともに、研究開発型法人のうち世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については、別途の法律により特例を講じるという形となっております。この結果でき上がりました開議決定については、また後ほどご説明させていただきたく存じます。

実は、政府におけるこの議論と並行して、議員立法という形で、一番右下にございます研究開発力強化法というものが改正されました。具体的にはどのような改正がなされたかといいますと、法律の目的のところ書かれている、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする法人制度を創設するため、必要な措置を講じるという精神論の部分と、あわせて、より実行的な部分としましては、いわゆる有期雇用研究員の身分について、有期雇用の中で5年継続して雇うとパーマネントにしなきゃいけないという制度が労働規制の中に入ったわけですが、それだと研究者の育成がうまくいかぬということもありまして、この法律の中で特例的に10年を認めるのだという

ことを書いていただいております。したがって、いわゆる研究開発独法の議論の中で問題の一つとなっていた有期雇用研究員の扱い、身分というものが改善されるということは、既に法的に担保されたということでございます。

閣議決定のほうに話を戻させていただきます、2ページ目でございますけれども、基本方針の概要を簡単にまとめさせていただきます。

まず、I 独立行政法人改革の狙いというところで、基本的に今回の見直しというのがいわゆる数合わせの議論ではなく、各法人が担う政策実施機能を最大限に向上させるとともに、業務の質と効率を向上させるということで、制度・組織面で抜本的に見直し、結果、成長戦略の推進にも大きく貢献することを狙いとした独法改革であるということになっております。したがって、今までよくあった幾つを幾つにという部分が主たる部分というよりは、どういったガバナンスのあり方が良いのかということが主眼に置かれた見直しとなっております。

II-1 制度の見直しについてということでございますけれども、こちら、法律的な部分と法律の運用にかかる部分と両方にまたがる話が書かれております。ただ、いずれにせよ、オレンジの枠の中にありますように、主務大臣による明確なミッション付与のもと、それぞれの法人における自律性・自主性や企業的経営を促すインセンティブを最大限機能させるんだということで、それぞれの法人の事務・事業の特性に合わせた制度・運用となるよう見直しを行うということがうたわれております。

どのようなことが言われているかといいますと、まず①業務の特性に応じた法人の分類ということで、今まで独立行政法人という形でばくっと一まとまりになっておったのを3分類にしましょうということになりました。1つ目が中期目標管理型。例として書かれているのが住宅金融支援機構さんですけども、3年から5年という期間の中期目標を掲げて、その間に業務の効率化を行いながら業務を淡々と行っていく組織でございます。2つ目が単年度管理型ということで、基本的には国家公務員型の独立行政法人がこちらになりますけれども、その年の政府の方針に従って仕事を行っていく。例えば財務省さんの造幣局、若しくは我々総務省でいいますと統計センターというものがございまして、そういった毎年度の国の指示に従って業務を行っていく法人でございます。3番目に研究開発型というものが明記されることとなりました。いわゆる国研がこちらになりますけれども、最大7年の中長期的な目標管理ということで、中期目標期間も他の法人より長めにとることができる形の法人類型をつくるべきだということが、ま

ず1つ目にうたわれております。

2番目が、これは独法全体にかかることでございますけれども、主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価を行うということで、従来は各府省庁が持っております独法評価委員会が独法の業績の評価を行っていたわけですがけれども、こちらについて主務大臣が自ら評価する。その評価について第三者が外部から点検するという形で、大臣によるガバナンスが強くなり構造に改めるということでございます。

3番目がガバナンスの強化ということで、今度は法人の中でのガバナンスの強化になりますけれども、監事の調査権限の明確化、若しくは不正行為等の大臣への報告の義務付けといった形で、主務大臣から法人へ是正命令・業務改善命令等ができるような仕組みということで、基本的には今まで中期目標を定めるということで、こういうことをやってくださいということが言えただけなのに対して、業務の中身に対してガバナンスをきかせる仕組みになっております。

4番目が予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上ということで、利益を目的積立金に積み立て易くするといった形で、自己収入増加や経費節約のインセンティブを向上する。若しくは、年俸制を含めた業績給といった形での柔軟な給与をつくるということで、必要があれば、国家公務員よりも高い給与水準も可能とするといったこと。3つ目のポツでございますけれども、特に研究開発の場合、多々出てまいりますけれども、特殊な測定器を買いたいときに随契ではなくて入札にかけなきゃいけないということで、器械を買うのに半年待たされるケースがあるわけですがけれども、こういった部分について随意契約によることができるという形での運用の改善。若しくは、情報公開の充実ということがうたわれております。

最後でございますが、研究開発法人の見直しということで、研究開発型の法人の類型を設けて特則を規定するということがうたわれております。この特則については、また後ほどご説明させていただければと存じます。

3ページ目、組織の見直しで、こちらは研究開発法人には特に関係ない話でございますけれども、こういった形で法人の統廃合が行われるということでございます。情報通信研究機構には、こういった一覧表の中で研究開発型の法人という類型が決められた上で、産総研や情報処理推進機構さんとの連携・協力を一層強化することということが閣議決定の中で付言されておる状況でございます。

あとは、研究開発独法についての対応ということを4ページ目にまとめさせていただ

いております。

1. 制度面による対応ということでございますが、まず名前が変わります。今まで独立行政法人何とかだったのが、「国立研究開発法人（仮称）」ということで、研究開発成果の最大化ということを目指す法人ということを明確化すること。若しくは、目標設定や業績評価について、総合科学技術会議がその領域の特性や国際的な水準を踏まえて指針を策定すること。あと、各府省大臣の下に「研究開発に関する審議会」をつくって、その中で中期目標設定に関して助言を行っていくということ。若しくは、中期目標期間が今5年となっているものを、最大7年に長期化することがうたわれております。

2 ポツは運用面で、これは閣議了解や各種通知でできておったルールでございますけれども、法人の長の報酬について、基本的に今、事務次官以下ということが原則となっておりますけれども、その方の実績若しくは能力というものを踏まえて、事務次官より高い給与を設定することも可能とすること。また、研究者の給与についても、当該国家公務員よりも高い水準に設定することも可能とすること。若しくは、目標設定についても、どれだけ業務を効率化しますということではなくて、課題解決型の目標設定、こういった課題を解決するための取り組みも可能であること。若しくは、業績評価について、研究開発の場合、定量的評価がなかなか難しいこともございますので、必ずしも定量的実績にとらわれないことを明示することとされています。あと、研究開発に関する契約について随契ができることの明確化。若しくは、自己収入の取り扱いについて柔軟化を図るといった形でのインセンティブの向上がうたわれております。

若干厄介なのが、3. 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置ということで、どういう特別な法人にするのかというのは、まだ全く決まっておりませんが、世界トップレベルの成果を生み出す創造的な業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」とすると位置付けて、総合科学技術会議や主務大臣の強い関与を別途定めることとされております。なお、これについては極力少数に限定することが閣議決定されている状況でございます。閣議決定されたばかりということもあって、実際どうなっていくのか、よく見えていない部分はございますけれども、いずれにせよ、総務省の下にあります情報通信研究機構については、この新しい制度に従って運営をしていくことになるということでございますので、我々が担っておる研究開発全般についても大きな影響があるのではないかと考えておる次第でございます。

ご説明のほうは以上でございます。

○徳田主査　　どうもありがとうございました。

　　続きまして、NICTの大久保構成員のほうからご説明をお願いします。

○大久保構成員　　今回、このような改革の方針が出されましたが、これにつきましては、事前から十分に知っていたわけではなくて、行政改革本部のヒアリング等を受けながら、逆に私どもの主張をさせていただいたなかで動きを見てきたという状況なので、結果がようやく見えてきたところではございます。ただ、この結果を見ますと、これまで私どもがいろいろ問題と申し上げてきた、若しくは運営が難しいと申し上げてきたこと、例えば単純に人件費の抑制、業務費の抑制の縛りとか調達の問題、それから長期計画を立てて、その計画の中で過去の実績だけを評価していくという現行の難しい点、これらについては、ほかの独法も同じように多分感じていたんだと思いますが、評価していただいて、新しい制度の中に盛り込んでいただいているというようで、おおむねそういうものがしっかり盛り込まれた改革になるのではないかなと私は期待しておるところでございます。

　　この中で、特にNICTが取り組むのは情報通信分野でございますので、一般の科学技術を専門とする独法とはやや違うと思います。ICTの出口というのは、実際に社会に入ってくるシステムをつくっていくというものでございます。それは、当然NICTだけでできるものではありません。逆に、NICTというよりも、民間若しくは大学の方々の力を結集してつくれるものです。そういう中で私どもの役割というのは、そういう研究をプラットフォーム的にいろいろな方策で集めていく。例えば、共通のテストベッドみたいな施設の共用的なもの、それから委託研究みたいなもので、それぞれの研究の知見を寄せ合って成果を出していく取組、更に、個別に共同研究をする、若しくは委託をして、その成果を展開先に移転する戦略。こういうあらゆる機能を使って、プラットフォーム的にNICTという組織を生かしていく。私たちが前に出るというだけではなくて、まさにそういう形で引っ張っていく役割を果たせる独法という形にしていっていただければと思っている次第でございます。これにより、この分野で、NICTが有効に働けるような形にできればと、私どもも常々願っているところでございます。

　　また、4ページ一番下にあります極力限定した「特定国立研究開発法人」という枠組みができることもわかっております。ただ、この中身がよくわからないなかで実際にやって良いのかどうか、判断しかねているところでございまして、この辺については、ほかのところともいろいろ協議し、また総務省ともご相談させていただきながら、目指

すべき形なのか、それとももっとプラットフォーム的な方が十分機能できる体制を考えるべきなのか、この辺も含めて考えていきたいと思っております。「特定」に入るのがランクが上だということであれば、そこに入れないという意識では決してないのですけれども、こんなふうを考えている次第でございます。以上でございます。

○徳田主査　　どうもありがとうございました。ただいまの事務局及び大久保構成員の説明に関しまして、ご質問、コメント等はございますでしょうか。いかがでしょうか。本日は、6カ月分のこちらの霞が関でいろいろ起きたことをまとめてご報告いただいておりますので、構成員の方々も少し消化する時間が必要かとも思うんですけれども、いかがでしょうか。先ほど事務局のほうから説明がありました研究開発法人制度に関してでも結構ですし、NICTへの更なる期待ということでも結構ですので、ご意見あれば、ぜひいただければと思います。どうぞ。

○篠原構成員　　これはNICTさんに伺うべきなのか、今ご説明いただいた改革の中身についての質問になるのか、よく分からないんですけれども、ステレオタイプな物の言い方にちょっとなってしまうんですけれども、古くさい言葉でドッグイヤーという言葉がありますし、社会への実装ということを考えると、例えばNICTさんが取り組むべき中心的な課題は短期的なものになっていくのか、それとも、国研というそもそもの目的みたいなことを考えたときに、長期的なところに重点を置いていくのかというのは、決してどちらかだけではないと思うのですけれども、どちらのほうに軸足を移そうというお考えがおありなのでしょうか。

○大久保構成員　　これは一般論としてお話しするより、NICTとしてお考えいただければと思うんですが、ICTの分野は変化が急速であるということですので、そういう意味では実際に社会に役立つ技術を生かしていく部分、それから今、産業界で役に立つ技術は変化に遅れないよう中核的にやっていきたい。ただ、そのときにどれをやるのかを決めるのは、一番最初に言いましたように、一番上に総務省の政策的課題があって、それを実現するということが不可欠な技術要素を選んでいくということかと思っています。そのほかにももちろん民間の方々の総意となる要素を受けて決めていくというようなこともあろうかと思いますが。

一方で、先ほど話のあった長期的な視点に立って基礎的な研究についてですが、この部分については、正直言って、出口としてつながる技術は10ぐらいなもので逆にそれをつくる種のほうがもっと大きい、その数倍あると認識しております。そこは、理事長

以下のマネジメントの課題でありと考えています。出口に繋がるものは、逆に数年で終わってしまいますから、その次の種がないということがあってはいけません。その種を常につくっていくためにも、基礎的なものを一定の割合でやっていくことが不可欠です。これがまさに理事長のマネジメントの一番発揮すべきところかなと思っております。私どもの考えは以上でございます。

○徳田主査　　どうもありがとうございます。

どうぞ、知野構成員。

○知野構成員　　先ほどのご説明の中で特定国立研究開発法人に入ったほうが良いのかどうなのかということをおっしゃっていました。制度がまだはっきりしていないということもあると思うんですが、これに入ることによって、マイナスなりプラスなりをどうお考えなのでしょうか。

○大久保構成員　　まさにそこは悩みどころというか、情報をよく得ない中でお答えすることになるのですけれども、卑近なところで言えば、Aという法人が入っているのに自らの所が入っていないのかというどちらかというところと研究者のマインド的なものですが、そういう視点に立てば、決して私たちは他に劣るものではないという自負はありますので、それをしっかり酌み取って対応していきたいということもございます。

一方で、特にICTの分野は科学技術のための科学技術というよりは、社会にどう出していくかという面が強くなります。そうすると、システム化とか民間の方々の力の結集ということをしっかりやっていくのが法人の目指すべきところだろうとも考えますが、そういうところで、例えばノーベル賞を目指すような研究の機関と一緒に軸で評価されたときに、十分な成果をお示しできるのかどうか、ご評価いただけるのかどうか。そうなったときに若干マイナス面もあろうかということも考える必要があると思います。

この他、細かい話で言えば、評価がかなり重層化されていく、若しくは政策目標がかなり分散していってしまうのではないかと。このような部分も少し懸念材料としてあります。そういうところで今、悩んでいるところです。詳細な中身を見ておりませんので、一般的な感想としてはこのようなところです。

○知野構成員　　事務局の方にお尋ねしたいのですが、特定研究開発法人というのは、1回それになればずっと身分が保障されるものではなくて、成果が上がらなければ資格を剥奪されるとか、そういうたぐいのものなのではないでしょうか。

○田原技術政策課長　　事務局から分かる範囲でお答えさせていただきます。こちらは2

4日に閣議決定されまして、閣議決定の内容を見ますと、37法人、研究開発型の法人がございまして、その中で極力少数のものを、世界トップレベルの研究開発を行う組織と特定するということなのですが、それについて今、ご指摘のあったとおり、一度指定されるとそれがずっとなのか、そこは柔軟に変えられるのかという制度設計について、まだ各府省に対して細かい説明が来ていないという状況でございまして。

ちなみに閣議決定の内容を見ますと、特定にならなくても、研究開発法人という研究開発型の法人と類型化されたことによって、あるいはそのほかの法人についてもそうなんですけれども、今まで硬直的だった独立行政法人制度をきっちり見直していく。そこはしっかりと進めていくということで、例えば独法制度を所管している総務省の行政管理担当の総務大臣としても、総合科学技術会議でもしっかりそういう発言をさせていただいていますし、そこは見直されていくのだろうと。それに、更に柔軟な人事制度あるいは給与制度を、こういった特定法人のほうで実現していくんだということが書いてあるんですけれども、具体的にそこにどれだけの差があるのかというところが、まだ全然見えない状況でございまして。

あと、総合科学技術会議あるいは各所管の府省の関与をより強めて機動的な対応をするというところがあるんですが、そちらもどの程度、それによって機動的になるのか、あるいは反対に今、大久保理事からも重層的な評価のような形になって、反対に負荷がかかってしまうような状況になるのかということも、よく見えない状況でございまして。なので、現時点でまさにどういう組織が特定なのかという基準というのもし示されていない状況でございまして、NICTがそれに該当するのかということについては、私どもも何とも判断しかねている状況でございまして。

ただ、大久保理事からあったとおり、それがどういうものなのかという指定のされ方によっては、研究者の方々のマインド的なものに影響が出るのかなということも懸念しているところもありますので、この辺の動向については、しっかりと内閣府さん、あるいは新しい制度自身が総務省と内閣府の共管法という形になるようですので、行政管理局のほうだと思っておりますけれども、そちらの議論をしっかりとフォローしていきたいと思っております。

ただ、これが現時点で非常にあいまいでございまして、先ほどご説明させていただきました研究開発型の法人ということに関して、こういうことが柔軟化されましたというベースぐらいのレベルで制度を柔軟化して、NICTが活動しやすくなることを念頭

に、こういう分野でNICTさんのほうにもっと活躍を期待したいというご意見をいただくと、我々も今後の中期目標の設定等、議論を進めるに当たって非常に参考となるので、様々なご意見を頂戴できればと思います。

○徳田主査 どうもありがとうございました。

ほかに。

○篠原構成員 そういう意味で申しますと、私は民の一部でしかないんですけども、いわゆる民の立場から言うと、非常にリスクな研究開発というのは、今、民間ではなかなか手をつけられないということもありますし、あとは非常に多大な投資が必要な研究開発は、今、民ではなかなかできないという観点から言うと、リスクなもの、かつ投資が大きいものをぜひお願いできればと思うんです。ただ、こういうお願いを思っているのは、さっきもおっしゃった評価ということ考えた場合に、リスクなものをたくさんやるということは評価の段階で失敗するものがたくさん生まれるということですよ。

ですから、今日の前半の議論でもありましたけれども、失敗するものがこの中で本当に許されるような形になっていかないと、リスクなものをNICTさんとしても手がけられないと思うんです。だから、NICTさんに我々から何を望むかという、勝手に言わせていただくと、今お話したとおり、リスクなものを手がけていただけるようになっていただきたいので、それがうまく活動できるような評価の仕組みというか、そのようなものが背景にできると非常にありがたいなと思っております。

○徳田主査 コメント、ありますか。

○大久保構成員 ありがとうございます。私どももぜひそういう観点で貢献していきたいなと思っております。一律評価だとなかなかそこまで行けないので、今回、こういう形で別の枠組みに入ったときに、そういう形が少し許されていく、若しくは拡大されていくのを期待しているところでございます。

○徳田主査 どうもありがとうございました。

(4) その他

○徳田主査 それでは、まだご質問等あるかもしれませんが、本日はそろそろ時間となってきておりますので、最後のその他の議題に移らせていただきたいと思います。事務

局よりご説明お願いいたします。

○田原技術政策課長　先ほどスケジュールのところでご説明させていただきましたが、次回の会合は1月23日を予定しております。時間は午前中になりまして、10時30分から12時までで開催を予定させていただいております。場所等は後日ご案内させていただきます。

そして、議題につきましては、今後取り組むべき課題という点について、次回ご議論いただければと考えております。その今後取り組むべき課題の検討に当たりましては、先ほども資料10-2の中でご説明させていただきましたが、前半戦でのご議論、あるいは総合科学技術会議でのご議論、あるいは事務局のほうで産業界の皆様等からいろいろいただいているご意見、こういったものを踏まえてベースをつくってみたいと思っておりますけれども、加えまして、先ほどの2020年の東京オリンピック等、最近の状況を踏まえて、更にこういった分野にこう取り組むべきなんじゃないかというご意見、ご提案を構成員の皆様からも頂戴できないかと思っております。

資料10-5を用意させていただいておりますけれども、今、申し上げましたとおり、今後の議論を進めるに当たって、2020年というのを一つのターゲットとすべきだろうということで、2020年を一つのターゲットとして、どのような社会課題の解決を目指すのか。あるいは、2020年の時点で将来の社会に向けたショーケースとして、こういったことをこのICTの分野でやっていくべきなのか。そういったターゲットに対して、例えば研究開発法人がどういう役割を果たすべきなのか、国がどういう役割を果たすべきなのかを含めて、こういった体制でこういった研究開発あるいは標準化の課題に取り組んでいくべきかということについて、その裏面のほうにございますけれども、フォーマットに従うような形で適宜ご意見を頂戴できればと考えております。

次回の会合、1月23日でございますが、その前の週の週末、17日金曜日の夕方ぐらいを目途に、簡単な形でも結構でございますので、ご意見を頂戴できれば、それも踏まえまして、まとめた形で次回の資料を事務局のほうで用意させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○徳田主査　どうもありがとうございます。最後に、後半戦に向けての年末の宿題という形で大変恐縮なんですけれども、中間答申の5章、6章を更に充実していくという意味もありますし、この6カ月の間に東京オリンピックが開催されるといううれしいニュースもありまして、2020年を一つのターゲットとして、もう一度5章、6章を振り

返っていただいて、今ご説明いただきました資料10-5の裏のテンプレートに沿った形でご意見をまとめていただければと思っておりますので、何とぞご協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、これに関して、ご質問、ご意見等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○島田構成員　この件及び全体的な件で、今後の議論に対しての期待に関する意見を述べさせていただきます。

前半での貴重な議論を進めていた段階で、どのようにイノベーションを進めるかというのと、何をするかという件に関して比較しますと、どのようにするかという議論が比較的多く行われていたように思います。ですので、これからの議論に関しては、何をしていくか、何をするかという点に関しても、より深い議論が進められればと期待しています。そしてまた、何をするかという点については、ICTを生かしていく、利活用していくアプリケーションと皆さんが呼んでいる分野の話とともに、それをやりやすくするための情報通信の基盤の部分、インフラの部分はどうするかという両面の話が進められればと考えています。よろしくお願いたします。

○徳田主査　どうもありがとうございます。

その他、一応議題は済んでおりますけれども、全体を振り返っていただいて、何かご意見等、ございますでしょうか。今、島田構成員にコメントいただきましたけれども、全体を振り返っていただきまして、後半に関しまして、こういうことも議論したほうが良いのではないかと等、ありましたら、御意見いただければと思いますが、よろしいでしょうか。根本構成員。

○根本構成員　すみません、細かいことなんですけれども、事務局にお尋ねしたいのですが、最初のころにもあったんですけれども、人材育成については話があまり進まなかったということがあったと思うんですが、後半の議論では、そのあたりについては含まれるというお考えなんですか。

○田原技術政策課長　もちろん、前半戦でご議論いただいた、どのようにというハウの部分の議論も、後半も引き続き、特にうまくいかなかったところについては、もっとこうしたほうが良いんじゃないかというご意見も含めていただければと思っております。次回は、特に“何を”の部分を中心にご議論いただきたいと考えておりまして、次々回にハウの部分を含めた議論という形で議題設定をさせていただければと思っております。

○徳田主査　　どうもありがとうございます。

ほかにコメント等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

閉　　会

○徳田主査　　それでは、本日の会合はこれで終了とさせていただきたいと思いますが、総務省のほうでも大きな会議はこれが最後だそうですので、年末の仕事納めを我々の会で飾られたということで、よいお年をお迎えください。来年、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

以上